

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WT O
1	令和6年度安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託	建物等各種 施設管理	日本オーチス・エレベータ 株式会社	¥3,960,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
2	令和6年度 道路台帳システム保守業務委託	情報処理	株式会社 かんこう	¥2,354,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
3	令和6年度 建設局・大阪港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託	建物等各種 施設管理	OKIクロステック 株式会社	¥1,892,352	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
4	令和6年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託	機械等施設 点検・運転 操作	鹿島建物総合管理株式会社	¥4,290,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	－
5	令和6年度道路橋梁総合管理システム保守業務委託	情報処理	三菱電機株式会社	¥101,090,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
6	令和6年度 工事積算システム保守業務委託	情報処理	富士通Japan株式会社	¥69,520,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
7	令和6年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託	機械等施設 点検・運転 操作	グローブシップ株式会社	¥2,035,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	－
8	令和6年度 大阪市内一円市有地（道路、港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有地）測量作業等業務委託（概算契約）	その他代行	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	¥69,792,899	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
9	令和6年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備点検保守業務委託	建物等各種 施設管理	株式会社 明電エンジニアリング	¥3,190,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
10	令和6年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備点検保守業務委託	建物等各種 施設管理	株式会社 日立産機テクノサービス	¥19,030,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WT O
11	令和6年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備点検保守業務委託	建物等各種 施設管理	東芝インフラシステムズ株式会社	¥9,086,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
12	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託	建物等各種 施設管理	株式会社 日立産機テクノサービス	¥15,620,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
13	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託	建物等各種 施設管理	株式会社 明電エンジニアリング	¥6,600,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
14	令和6年度 下水道科学館昇降機点検保守業務委託	建物等各種 施設管理	日本エレベーター製造株式会社	¥2,006,400	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
15	令和6年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ 関西	¥3,393,500	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－
16	令和6年度下水道総合情報システム保守業務委託	情報処理	三菱電機株式会社	¥59,400,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
17	令和6年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託	機械等施設 点検・運転 操作	日揮株式会社	¥264,000,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
18	令和6年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託	機械等施設 点検・運転 操作	月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体	¥658,900,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
19	令和6年度 舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託	機械等施設 点検・運転 操作	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	¥415,800,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
20	令和6年度野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全業務委託	その他代行	NPO法人 南港ウェットランドグループ	¥4,565,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和6年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WT ○
21	令和6年度公園ナイター設備遠方監視制御装置 点検保守業務委託	建物等各種 施設管理	三菱電機ビルソ リューションズ 株 式会社	¥2,986,500	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	－

随意契約理由書

1 委託名称

令和6年度安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、エレベータの利用者の安全確保及びエレベータの機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみであるため、随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-6663）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 道路台帳システム保守業務委託

2 契約相手方

株式会社かんこう

3 随意契約理由

本業務は、道路台帳調書データ及び道路台帳図データをシステム内で一元的に管理し、道路台帳管理に係る業務の正確かつ効率的な遂行の支援を行うことを目的に構築した、道路台帳システムの安定的な運用およびシステムを利用した道路台帳管理業務を円滑に遂行するため、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

上記業者は、本システムの開発業者であり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部管財課（電話番号：06-6615-6474）

随意契約理由書

1 委託名称

令和6年度 建設局・大阪港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

OKIクロステック株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、ATC庁舎事務室内に配備する電話交換機などの通信設備の保守点検業務である。

当該設備により、市民対応や関係機関との連絡調整をはじめとする日常業務を行っており、電話交換機に不具合が発生し不通となった場合、あらゆる行政サービスが実施できないことから恒常的に通信環境を維持する必要がある。

なお、上記業者は、当該通信設備のシステム構築者であり、回線を利用した24時間監視装置による緊急対応やシステム改修等を行うことのできる唯一の業者であることから随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課（電話番号：06-6615-6887）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託

2 契約相手方

鹿島建物総合管理株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する湊町駅前東西線の地下通路における安全・安心な歩行空間確保のため、監視カメラを用いてエレベーターなどの電気設備及び地下通路の状態監視並びに火災、不審者及び不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、大阪市街地開発株式会社が管理する湊町リバープレイスと地下及び地上で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の監視機器は、湊町リバープレイスが施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能となり、かつ人件費の削減による経済性も高いことから、現在、湊町リバープレイスの総合管理業務を受注している鹿島建物総合管理株式会社関西支社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路河川部道路課（道路維持担当）（電話番号：06-6615-6797）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度道路橋梁総合管理システム保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、建設局における道路事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、道路橋梁総合管理システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機株式が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

建設局企画部企画課 DX推進担当 （電話番号：06-6615-6479）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 工事積算システム保守業務委託

2 契約相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

工事積算システムは、工事及び業務委託の積算基準・共通代価表等をデータベース化し、設計積算業務の統一化を図るとともに、正確かつ迅速に作業することを目的に構築したシステムである。

本業務は、工事積算システムの安定的な運用及びシステムを利用した積算業務を円滑に遂行するため、システム障害対応処理、ソフトウェア管理、基準データの管理保全等を行い、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

また、令和6年度より工事積算システムが大阪市共通クラウド基盤環境で稼働することに伴い、障害時対応（復旧作業）、環境更新、OS等のパッチ適用等の仮想サーバ環境を保守する業務を併せて行うものである。

工事積算システムは、富士通 Japan 株式会社が保有するパッケージソフトを基に、大阪市共通クラウド基盤環境での最適化及びシステム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い開発した情報処理システムである。

そのため、本業務の履行にあたり、大阪市共通クラウド環境への移行作業を行った同社でなければ、工事積算システムの性能の維持継続が不可能であり、他社では実施することができないため、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

建設局企画部工務課（工事監理担当） （電話番号：06-6615-7416）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託

2 契約相手方

グローブシップ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する四ツ橋地下連絡通路における安全・安心な歩行空間確保のため、監視カメラを用いてエレベーターなどの電気設備及び地下通路の状態監視並びに火災、不審者及び不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、クリスタ長堀地下街の地下通路等と地下で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の監視機器は、クリスタ長堀が施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能となり、かつ人件費の削減による経済性も高いことから、現在、クリスタ長堀地下街の総合管理業務を受注しているグローブシップ株式会社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路河川部道路課（道路維持担当） （電話番号：06-6615-6797）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市内一円市有地（道路、港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有地）測量作業等業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、大阪市が所管する公共用地（道路、港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有地）（以下「公有地」という。）において、所管局等が市内各所に点在する公有地の売却、貸付、用地管理などに伴い、建設局へ依頼される用地境界確定及び登記図面作成等について、令和5年度より外部に発注している。

過年度の実績は例年約400箇所におよび、所管局等の売却等の進捗状況に応じて作業場所が決定され、年間を通じて随時受け付けて処理している。

本業務は約400箇所と膨大な業務量であり、例年の経過より所管局等からの依頼時期にばらつきが生じることもあるため、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

加えて、公有地は広範囲におよぶことから関係する地権者も多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件はその性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を集結・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設置された。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は170名、土地家屋調査士法人は8法人（令和5年10月現在）におよび、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

【参考：土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）】（抜粋）

第63条 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第34条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することができる。

第64条 協会は、前条第1項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1号並びに同条第2号及び第3号（同条第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部測量明示課 （電話番号：06-6615-6598）

（参考）

本業務にかかる対象地については、各所属が所管する一般会計の土地とする。ただし、やむを得ず各所属で発注する土地は除く。

随意契約理由書

1 委託名称

令和6年度舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方

株式会社明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本業務は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備及び特高受変電設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備の点検であり、日常運転における重要な動力源の確保と、非常用発電設備としての高い信頼性維持のため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、株式会社明電舎が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては自家発電設備・特高受変電設備ともに設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本業務ができる業者は、製造業者の株式会社明電舎から本市へ納入している電気設備の点検保守業務を移管されている株式会社明電エンジニアリングのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 委託名称

令和6年度舞洲スラッジセンター脱水系電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方

株式会社日立産機テクノサービス大阪事業所

3 随意契約理由

今回委託する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備である。

この内、受変電設備については、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うもので、計装設備については、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため点検及び保守を行うものである。

本設備は、株式会社日立製作所が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備及び計装設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にするため点検保守後の一貫した責任としての保障を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作及び施工した株式会社日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在株式会社日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を上記業者に業務移管している。

よって、本業務ができる業者は、製造業者から本市へ納入している受変電設備及び計装設備の点検保守業務を移管されている株式会社日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）